

平成28年6月13日

お客さまへ

大地みらい信用金庫
理事長 遠藤修一

確定拠出年金運営管理業務の取扱開始に関するお知らせ

当金庫はお客様の利便性向上をめざし、また多様化するお客様のニーズにお答えするため、確定拠出年金業務参入に向けた準備を進めてまいりましたが、7月1日より取扱いを開始する運びとなりましたので、本業務の取扱主旨等につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取扱業務

確定拠出年金運営管理業務

2. 取扱店舗

全店

3. 取扱開始日

平成28年7月1日

4. 本業務の取扱主旨

確定拠出年金法改正により、平成29年1月より専業主婦や公務員等の方も新たに加入可能となり幅広いお客様にご利用いただけるようになります。

ライフスタイルの多様化から豊かなセカンドライフを過ごしたいとのニーズも高まっており、資産形成・資産運用の1つとして税制面で優遇効果の高い確定拠出年金の取扱いを開始いたします。

当金庫では、お客さまの人生に寄り添い、より充実した暮らしのサポートができるよう、お悩みごとの解決に向けたお手伝いを今後も積極的に取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ窓口】

お客さまサポート部 田坂・松本

TEL:0153-24-4103 FAX:0153-24-2801

Eメール:shinkin@daichimirai.co.jp